

# 東京ラスクジュニアゴルフカップ ローカルルール

## 鎌ヶ谷カントリークラブ

1. アウト・オブ・バウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て白線をもってその限界を標示する。ただし次のものを含む  
パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にある  
ヤーデージマーキングペイント（スタンスへの障害は除く）
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーター・ハザードは赤杭または赤線をもって、  
その限界を標示する。また線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. U字溝、舗装された道路、管理用に造設された砂利道及び枕木道路、土留めの枕木、水道施設、売店、  
避雷小屋、マンホール、球止めの金網、及び樹木の支柱、目土箱、ヤード板等は動かすことのできない  
障害物とする。動かせない障害物と白線につながれている区域はその動かせない障害物の一部とみなす。
5. 樹木やその他の恒久的な物件に巻き付けたり、密着させてあるもの、小砂利、ウッドチップ、松葉など  
を使用して舗装した区域、ウォーターハザード内にある人口の壁や杭で出来た構造物は、コースと不可  
分の部分とする。
6. 電動誘導カート用の2本のレールは全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが  
障害となる場合は、そのままプレーすることも出来る。
7. 中コース2番ホールグリーン右側と4番グリーン左側の防球ネットに球が近接しているためにスタンス  
や、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則24-2b(i)により処置するときは、その障害物  
の中や下を通さずに救済のニヤレスポイントを決めなければならない。
8. 中コースの2番および8番のトンネル区域内に球が止まった場合、プレーヤーは罰なしに指定ドロップ  
区域にその球をドロップすることが出来る。  
西コースの7番グリーン左側の白線で囲まれているカート道路がスタンスや意図するスイングの区域の  
妨げになる場合、プレーヤーは罰なしにその球にもっとも近い指定ドロップ区域にその球をドロップす  
ることが出来る。
9. 西コースの7番グリーン左側の白線で囲まれているカート道路の左側にボールが止まった場合に、プレ  
ーヤーがアンプレアブルを宣言した時、通常アンプレアブルの処置の他、1打の罰のもとにその球に  
もっとも近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることを選択できる。
10. クローズド(CLOSED)の標示のある予備グリーン(カラーも含む)はプレー禁止の修理地(スル  
ー・ザ・グリーン)とし、その上に球がある場合、競技者はゴルフ規則25-1b(i)の救済を受けなけ  
ればならない。このローカルルールの違反の罰は2罰打。
11. スルーザグリーンで球がその勢いで自ら地面に作った穴にくい込んでいる時は、罰なしに拾い上げて拭  
き、ドロップすることができる。
12. バンカー内の石は動かせる障害物とする。(危険防止のため)
13. グリーン上(カラーは含まず)のプレーはパター以外のクラブ使用を禁止する。
14. 東の8番では中学生・高校生の男子はウッドの使用を禁止する。使用した場合は2罰打。  
(UTは使用可)
15. ローカルルールの変更追加は、受付に掲示し、当日効力を発生する。
16. その他はJGAゴルフルールを適用する。